

備前市住宅リフォーム助成補助金交付事業の手引き

備前市住宅リフォーム助成補助金交付事業について

備前市では、市民の住環境の向上、移住定住の促進と地域経済の活性化を図るため、市内建築業者等を利用して住宅のリフォームを行う人に、備前市電子地域ポイントを付与します。

1. 助成対象者（申請できる人）

- ・リフォーム後、その住宅に住む人
- ・令和3年度から令和7年度までに、備前市住宅リフォーム事業費補助金の交付を受けていない居住者
- ・市内に住民登録をしている人（実績報告書提出までに住民登録すること）
- ・備前市の市税等の滞納がない人
- ・暴力団員等でない人

2. 助成対象住宅

- ・リフォーム終了後申請者が住む住宅（住民登録すること）
- ・店舗等併用住宅の場合は、居住部分と居住に関わる共用部分のみ対象

3. 助成対象リフォーム工事

- ・市内建築業者等*が施工する住宅の修繕、補修、一部改築、増築などの工事(詳細は別表)
- ・これから施工する工事 **※申請時点で着工しているものは対象外です**
- ・助成対象工事に要する費用が50万円（税込）以上の工事
- ・令和8年11月6日までに完了する工事
- ・備前市の他の補助や国、県等の補助を受けていない工事

*「市内建築業者等」とは次のいずれかです。

- ・備前市に法人市民税を申告する義務のある法人（支店）
- ・備前市内に住所がある建築工事関連業務を営む個人事業者 等

4. 電子地域ポイントの額

- ・助成対象経費の20%で、60歳以上の者で構成される世帯は上限20万円分（千円未満切捨て）、60歳未満の世帯員が1名以上いる世帯及び移住者は上限50万円分（千円未満切捨て）

5. 申請受付期間等

受付期間：令和8年5月1日から令和8年9月30日 **※予算が無くなり次第終了**

受付方法：持参にて先着順

受付場所：備前市役所（本庁）3階 企画課 TEL：0869-64-1843

6. 実績報告受付期間

実績報告：令和8年12月7日（厳守）

7. 電子地域ポイントについて

電子地域ポイント付与：令和8年12月中旬までの間に随時

電子地域ポイント利用期間：令和9年3月31日まで

※電子地域ポイント付与の際に、使用可能な店舗等一覧をお渡しします。

備前市住宅リフォーム助成補助金交付事業の手引き

市内建築業者等について

この助成事業の対象となる市内建築業者等とは、次のいずれかに該当する事業者です。

- ・市に法人市民税を申告する義務のある法人（支店）
- ・市内に住所を有する個人事業者のうち、建築工事関連業務を営むもの

※市税を滞納していないこと

上記の要件確認のため、リフォーム工事の請負業者は市税の課税・納税について確認することの同意書の提出が必要です。

※個人事業者の場合は受領印のある「個人事業の開業届出書」の写しの提出をお願いします。

着工前・工事中・完成写真について

① 施工箇所すべての写真を撮影し、添付してください。

申請写真は全て施工業者が撮影してください。

着工前と着工後は、同じ角度から撮影してください。

② リフォームする部屋全体が写った写真を添付してください。

③ 工事施工箇所写真の余白部分や写真の中などに、説明文や文言を入れてください。
(リフォーム概要書にあるどの工事なのかを転記してください。)

④ 前後の写真だけでは、変化が分かりにくい工事も多いので、必ず工事中の写真も撮影してください。

備前市住宅リフォーム助成補助金交付事業の手引き

申請の手順

1. 交付申請

工事前に、次の書類を提出してください。

- ①交付申請書（様式第1号）
- ②住宅概要書（添付様式1）
- ③リフォーム工事内容が分かる図面
- ④工事施工箇所現況写真（施工予定箇所全て）
- ⑤各工事内容と金額が分かる見積書の写し

一式表記のものは不可

積算は対象・対象外工事に分けること

- ⑥備前市の他の補助制度の交付決定通知書等
- ※他の補助制度を利用する場合

2. 交付決定

申請書を審査し、交付を決定します。

- 交付決定通知書(様式第2号)・・・市から申請者あてに通知

3. 着工

交付決定通知書の発行後に着工してください。 **※事前着工は不可**

補助金の交付決定には一定の期間を要します。予めご了承願います。

工事内容に変更がある場合は、変更申請が必要ですので、変更内容が決まった時点でご連絡ください。

4. 完工

令和8年11月6日までに完工してください。

5. 実績報告

工事代金を支払い後、30日以内に次の書類を提出してください。

- ①実績報告書(様式第5号)
- ②工事中写真（交付決定時と同じ角度で違いが分かる様に撮る）
- ③工事完了写真（交付決定時と同じ角度で違いが分かる様に撮る）
- ④請求明細書の写し ※見積書どおりの工事の場合省略可
- ⑤領収書等の写し（工事代金を支払った事実が分かる書類）

6. 確定通知

実績報告書を審査し、助成額を確定します。

- 確定通知書(様式第6号)・・・市から申請者あてに通知

7. 電子地域ポイントの付与

令和8年12月中に電子地域ポイントを交付します。

詳細については、対象者にご案内します。

備前市住宅リフォーム助成補助金交付事業の手引き

対象工事について

用語の定義

【屋根】＝主屋根、下屋根、バルコニー防水（下部に住居が存在するもの）を含む

※判定が困難なものは職員が現地確認のうえ決定する。

工 事 の 内 容

- ◆台所、浴室、洗面所、脱衣所、トイレにおける水廻りの改修工事
- ◆居室、廊下等の改修工事（段差解消の工事を含む）
- ◆屋根、外壁の修繕・改修工事

対象外工事の例

工 事 の 内 容

- ◆屋根、外壁の塗装のみの工事
- ◆倉庫、物置、車庫等住宅の用に供する部分以外に伴う工事
- ◆造園、塀等外構の工事
- ◆公共下水道と接続のみとなる配管工事
- ◆シロアリ駆除
- ◆浄化槽設備のみとなる工事
- ◆家電製品や機器等の購入設置、設備機器の取替え工事
 - ①給湯器のみの交換や設置
 - ②発電装置（太陽光等）の設置
 - ③エアコン・テレビ・冷蔵庫の交換や設置
- ◆市外建築業者による施工や個人で施工したもの
- ◆市・国・県等の補助・助成制度等を受けているもの
- ◆補助金交付決定前に着工しているもの

申込・問合せ先

〒705-8602

備前市東片上 126

備前市 総合政策部 企画課 地方創生推進係

Tel : 0869-64-1843 Mail : bzijuu@city.bizen.^{エル}lg.jp